

注1 のある欄は、該当する項目の にレ印を付してください。

2 開示請求に係る保有個人情報の本人、その代理人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を提示し、又は提出してください。

3 開示を受ける前に遺族の資格を喪失したときは、直ちに資格喪失届によりその旨を届け出てください。

4 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、中新川広域行政事務組合個人情報保護条例第29条に定める当該写しの作成の費用を負担していただきます。

以下の欄は記入しないでください。

本人の確認	運転免許証 旅券 個人番号カード その他()
遺族の資格の確認	戸籍謄本・抄本 その他()
事務担当	
備考	